

令和4年5月末における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は335人で、前年同期比67人(25.0%)増加した。刑法犯少年は275人で63人(29.7%)増加、特別法犯少年は60人で4人(7.1%)増加した。

不良行為少年は2,749人で、前年同期比56人(2.0%)減少した。

刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は28.8%で、前年同期比3ポイント減少した。

	非行少年								不良行為少年
	総数	刑法犯			特法犯			ぐ犯少年	
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年				
4年	335	275	198	77	60	58	2		2,749
女子	70	60	38	22	10	10			758
3年	268	212	154	58	56	55	1		2,805
女子	50	38	20	18	12	12			737
増減(%)	67 (25.0)	63 (29.7)	44 (28.6)	19 (32.8)	4 (7.1)	3 (5.5)	1 (100.0)	0	-56 (-2.0)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

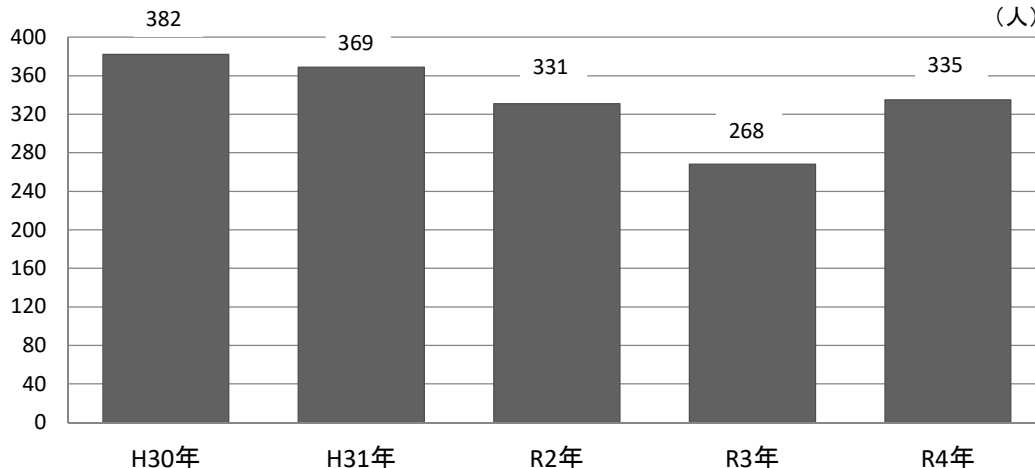
刑法犯 … 「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪(条例に規定する罪を含む。)

過去5年間の非行少年の推移(5月末対比)

(平成30年~令和4年)

(人)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が154人（56.0%）で、このうち万引きが111人（72.1%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
				うち万引き				
4年	275	8	58	154	111	7	5	43
3年	212	3	43	110	72	6	14	36
増減 (%)	63 (29.7)	5 (166.7)	15 (34.9)	44 (40.0)	39 (54.2)	1 (16.7)	-9 (-64.3)	7 (19.4)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が92人（33.5%）、中学生が61人（22.2%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
4年	275	212	42	61	92	17	44	19	
3年	212	168	35	55	65	13	34	10	
増減 (%)	63 (29.7)	0 (26.2)	44 (20.0)	7 (10.9)	6 (41.5)	27 (30.8)	4 (29.4)	10 (90.0)	

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、大麻取締法が15人（25.0%）と最も多い。

	総 数							
	軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	覚醒剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	その他の 特別法	
4年	60	5	11	6	15		23	
3年	56		17	8	11	1	19	
増減 (%)	4 (7.1)	5 (-35.3)	-6 (-25.0)	-2	0 (36.4)	4 (-100.0)	-1 (21.1)	

○ 薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は15人で、前年同期比3人（25.0%）増加した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
4年	15	5		1	4		8	2	
3年	12	3			1	2	6	3	
増減 (%)	3 (25.0)	0 (66.7)	2	0	1 (300.0)	-2 (-100.0)	2 (33.3)	-1 (-33.3)	

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は70人で、前年同期比16人（18.6%）減少した。

	総 数								
	児童 福祉法	労働 基準法	売 春 防止法	風俗営業 適正化法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	その他		
4 年	70		1	1	35	33			
3 年	86	2	2		43	35	4		
増減 (%)	-16 (-18.6)	-2 (-100.0)	-2 (-100.0)	1	1	-8 (-18.6)	-2 (-5.7)	-4 (-100.0)	

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は54人で、前年同期比24人（30.8%）減少した。

	総 数								
	児童 福祉法	労働 基準法	売 春 防止法	風俗営業 適正化法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	その他		
4 年	54		1	2	23	28			
3 年	78	2	6		36	30	4		
増減 (%)	-24 (-30.8)	-2 (-100.0)	-6 (-100.0)	1	2	-13 (-36.1)	-2 (-6.7)	-4 (-100.0)	

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が33人（61.1%）、中学生が12人（22.2%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
4 年	54	45	12	33			3	6	
3 年	78	68	24	44			5	4	
増減 (%)	-24 (-30.8)	-1 (-100.0)	-23 (-33.8)	0	-12 (-50.0)	-11 (-25.0)	0	-2 (-40.0)	2 (50.0)

※令和4年の数値は暫定値である。